

第1章 介護予防・日常生活の支援

① 相談窓口

■ 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）

高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う、小平市が設置する総合機関です。

主任ケアマネジャー・保健師（看護師）・社会福祉士などの資格を持つ専門職が高齢者本人、家族、地域からの相談に対応しています。相談は無料です。

1 様々な相談に対応します

自身の介護予防や、家族の介護、認知症のことなど、高齢者の生活全般に関する相談に対応します。介護保険の認定申請もできます。

2 介護予防をお手伝いします（介護予防ケアマネジメント）

元気に過ごしていけるよう、個人の心身の状態にあわせた介護予防を提案します。

3 高齢者の権利を守ります（権利擁護）

- ・家族や親族などによる高齢者への虐待を防止します。
- ・悪質な訪問販売などによる被害を防止します。
- ・認知症などにより判断能力が低下している方の権利を守るため「権利擁護センターこだいら」と連携し、成年後見制度の利用支援などを行います。

4 適切なサービスの提供と地域のネットワークづくりを支援します （包括的・継続的ケアマネジメント）

ケアマネジャーへの支援や助言を行うほか、主治医や介護サービス事業者等の地域の関係機関と連絡を取り合い、ネットワークを構築します。

地域包括支援センターごとに担当する地域が決まっています。

担当地域や連絡先は 6・7ページ をご参照の上、

お気軽にお住まいの圏域の地域包括支援センターへご相談ください！

■ 地域包括支援センターによる見守り

地域包括支援センターの職員が年4回程度、訪問や電話等で高齢者の方の状況を確認し、必要時にはサービスの紹介等を行います。

対象 介護サービス等を受けていない高齢者

費用 無料

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

お住まいの圏域の地域包括支援センターへ（6・7ページをご参照ください。）

支え合いの地域づくり

■ 生活支援体制整備事業

だれもが、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる地域社会をめざして、「生活支援体制整備事業」を実施し、住民が主体となった支え合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。

支え合いの地域づくりに「興味がある」、「参加したい」等ご意見がある場合は、お気軽に担当の地域包括支援センターの生活支援コーディネーターへご連絡ください。

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

各地域包括支援センターに配置され、住民とともに協議会や居場所・通いの場のほか、必要な生活支援等の活動の立ち上げや運営等を支援していく調整役として活動しています。

○協議会（地域支え合い会議）

地域の課題や資源を共有し、将来に向けて「自分たちのまちをどのような地域にしたいか」、「今できる解決方法は何か」等を話し合い、地域の実情に合わせた支え合いの地域づくりのための協議会を行っています。

○居場所・通いの場

誰もが気軽に集える居場所・通いの場として「オレンジカフェ」、「介護予防の場」、「コミュニティサロン」等の事業を実施しています。居場所等の立ち上げ、お手伝い、場所の提供や利用の希望等の情報も随時募集しています。

問合せ 高齢者支援課 地域支援担当 ☎042 (346) 9539

お住まいの圏域の地域包括支援センターへ（6・7ページをご参照ください。）

